

東京外環自動車道 八潮パーキングエリア下部工工事

番号	質問箇所	質問事項	回答
1	特記仕様書P49 27-26 基礎工 27-26-5 施工	「6)セメントミルクの施工に必要な練混ぜ水は、給水車により給水するものとする」と記載されておりますが、給水は近傍の綾瀬川放水路より確保できる(事前協議済み)と考えてよろしいでしょうか。また、水道水、井戸、プラント水等の利用を想定されているのであれば、ご教示願います。	綾瀬川放水路より給水可能かは不明です。水の調達については、近傍の給水施設を想定しています。
2	特記仕様書P51 27-27 PCウェル工 27-27-5 施工	「2)PCウェル工内部は満水を標準とするが、不足が生じた場合はその処置について監督員と受注者で協議し定めるものとする」と記載されておりますが、満水にするための給水は近傍の綾瀬川放水路より確保できると考えてよろしいでしょうか。また、地下水等で満水となることを想定されている場合、不足が生じた場合はその処置について監督員と受注者で協議し設計変更すると解釈してよろしいでしょうか。	地下水等で満水となることを想定しておりますが、特記仕様書27-27-5に示すとおり、不足が生じた場合はその処置について監督員と受注者で協議し定めるものとします。なお、監督員が必要と認めた場合は給水先も含めて設計変更の対象とし協議します。
3	金抜設計書 単価表 番号229 締切工A1 番号231 締切工B1 番号232 締切工B2 特記仕様書P54 27-30 締切工 27-30-4 施工	特記仕様書には「6)リース材の基地は現場の所在する県庁所在地とし、変更が生じる場合は、監督員と受注者で協議し定めるものとする」と記載されておりますが、購入材の基地は、同様に現場の所在する県庁所在地とお考えでしょうか。また、鋼矢板Ⅲ型およびVL型について施工枚数が多いことから、現場の所在する県庁所在地の周辺では「中古品」を調達できないと思われれます。「新品」での調達もしくは、「中古品」で調達する基地(所在地)は監督員と受注者で協議し設計変更するのどちらを考慮しておりますでしょうか。	締切工に用いる鋼矢板の調達地域および、その材料調達伴う変更については、特記仕様書29-7-1に記載のとおりです。
4	金抜設計書 単価表 番号230 締切工A2 番号233 締切工B3 特記仕様書P73 27-45 動態観測工 27-45-3 計測項目及び頻度	特記仕様書には「※13ヶ月とは、真空ポンプ運転終了から1年後を想定」と記載されておりますが、締切工の鋼矢板賃貸期間は、締切工と盛土の施工「1ヶ月」と動態観測工「12ヶ月」の合計「13ヶ月」を想定されておりますでしょうか。また、鋼矢板賃貸期間が、軟弱地盤対策工の試験結果に左右されるのであれば、積算条件をご教示願います。	締切工A2,B3の設置期間は、軟弱地盤対策工 真空圧密運転Aの日数と同様とお考え下さい。また、締切工の設置・撤去に要する日数については貴社の施工計画に基づきお考え下さい。
5	特記仕様書P20 20-2 建設副産物の活用等	建設発生土(重金属等含有土)建設汚泥(重金属等含有土)の処分先に「(株)石井吉豊エンジニアリング」と記載がございますが、1日の処理能力(受け入れ量)について、当該工事の施工(排出量)に問題なく処理できると判断されているということよろしいでしょうか。また、「受注者が提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない」と記載がございますが、処理施設が変わると処理方法の変更による処分単価の差異や、運搬距離の違いによる1日の搬回数および運搬単価に差異が発生します。処理方法および運搬距離の変更は、現場条件の変更と考え、監督員と受注者で協議し設計変更すると解釈してよろしいでしょうか。	特記仕様書20-2に示す施設では、当該工事の施工(排出量)に問題なく処理できると判断しています。また、処理施設の変更が監督員の指示によるものであれば、設計変更の対象となります。